

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な企業経営に基づく事業展開を進める上で、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題としております。バランスの取れたフラットな経営体制の構築と牽制機能の強化に努めながら、適切かつ迅速な経営判断を行い、コンプライアンス(法令遵守)に則った各政策により、透明度の高い経営および業務執行の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<補充原則 1-2-2>

現状、招集通知発送より前にウェブサイトなどで電子的に公表しておりませんが、今後検討していきたいと考えております。

<補充原則 1-2-4>

現状は当社の株主における海外投資家の比率が低いことから、一定の比率に達したところで、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳について、検討していきたいと考えております。

<原則3-1-3>

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

なお、報酬決定に関する具体的方針と手続の開示については今後検討していきたいと考えております。

<原則3-1-4>

取締役会に対する取締役候補者の提案は、知識・経験・能力等を総合的に勘案して、代表取締役社長が行います。また、取締役会に対する監査役候補者の提案も、監査役会の同意を得た上で、代表取締役社長が行います。なお、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する具体的方針と手続の開示については今後検討していきたいと考えております。

<補充原則 3-1-2>

英語での情報開示・提供については、海外投資家等の比率も踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

<補充原則 4-1-1>

当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、及び、これに準ずる、その重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項について、取締役会において判断・決定しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規定により明確化しております。

取締役会が経営陣に対して委任する範囲に関する概要についての開示につきましては、今後検討していきたいと考えております。

<原則4-2>

経営陣の報酬について、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うかどうかにつきましては、慎重に検討していきたいと考えております。

<補充原則 4-2-1>

経営陣の報酬について、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきかどうかにつきましては、慎重に検討していきたいと考えております。

<原則4-8>

当社は、現在、独立社外取締役は1名ですが、複数の独立社外取締役の設置につきましては、今後慎重に検討していきたいと考えております。

<補充原則 4-10-1>

独立社外取締役が複数となった時点で、取締役の指名及び報酬等の重要事項を検討する機関の設置を検討して参ります。

独立社外取締役1名の段階では、取締役の指名及び報酬等の重要事項に対して、独立社外取締役の助言を得ることとします。

<補充原則 4-11-3>

取締役会の実効性評価に関しましては、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討していきたいと考えております。

<原則5-1>

当社は、株主総会等を通じ、株主と対話を行っております。

今後、取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を吟味し、開示する方向で検討していきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-4>

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しております。

議決権行使につきましては、上記の政策保有の目的に照らして、適切に対応しております。

<原則1-7>

当社役員、主要株主等との取引を社内規則の定める重要性基準等に従い、「大宝運輸株式会社と関連当事者と 取引に関する調査表」で毎年調査し、承認、確認等を行っております。

<原則3-1-1>

当社は、「社会とお客様のニーズに積極的に応え企業の発展と社員の豊かさを追求する」との経営理念のもと、「教育立社・門戸開放・自力実行」を経営基本方針として、透明度の高い経営及び業務執行の確保に努めております。

<原則3-1-2>

コーポレートガバナンスの状況につきましては、有価証券報告書に記載しております。

<原則3-1-5>

当社は、株主総会招集通知において候補者の概要について公表しております。

<原則4-9>

当社は、会社法及び名古屋証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

<補充原則 4-11-1>

当社の取締役会は、機動的な意思決定が出来るような員数としております。各取締役には、それぞれの経験に裏打ちされたスキル・能力を存分に発揮し、あらゆる角度から、高い見識を活かした経営監督を実践していただくことを期待しております。

<補充原則 4-11-2>

当社の取締役・監査役にはそれぞれの役割や責務を適切に果たすために十分な時間と労力を充てております。

なお、従来より、役員の兼務状況については、事業報告書及び有価証券報告書に記載しております。

<補充原則 4-14-2>

新任の社外取締役、社外監査役には就任時の説明の一環として有価証券報告書等の経営資料を提供し、事業環境等の説明を行います。

取締役・監査役に対し、外部機関の開催するセミナーの紹介等、トレーニングに機会に関する情報を提供致します。

取締役・監査役のトレーニングに関する費用は、当社が全額を負担致します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小笠原 和俊	1,699,458	22.50
岩瀬合名会社	704,661	9.30
株式会社商工組合中央金庫	297,000	3.90
小笠原 道弘	225,436	3.00
小笠原 俊一郎	175,649	2.30
小笠原 明子	175,000	2.30
大宝運輸社員持株会	162,800	2.20
株式会社三菱東京UF銀行	153,000	2.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	144,000	1.90
小笠原 正俊	131,647	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中村 晴重	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 晴重	○	—	企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただくためです。当社と中村晴重氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人より四半期決算時及び事業年度末時に、監査結果等の詳細な説明を受けております。また監査役は、内部監査部門から監査実施結果や被監査部署、会社の改善状況の報告を随時受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
江馬城 定	公認会計士													
高野 光正	他の会社の出身者													
山田 秀二	他の会社の出身者													
小西 輝幸	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江馬城 定	○	——	会計監査法人の経験を当社の監査体制に活かしていただくためです。当社と江馬城定氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
高野 光正	○	——	企業経営者としての経験を当社の監査体制に活かしていただくためです。当社と高野光正氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
山田 秀二	○	——	新聞社で培われた知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくためです。当社と山田秀二氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
小西 輝幸	○	——	企業経営者としての経験を当社の監査体制に活かしていただくためです。当社と小西輝幸氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬の増減にて、当該取締役の業績に報いる対応をしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役の区分での報酬総額および社外役員の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会で積極的に意見表明していただくために、必要に応じ事前に議案内容を説明するなどしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制の概要

1. 当社は、健全な企業経営に基づく事業展開を進める上で、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題としております。バランスの取れたフラットな経営体制の構築と牽制機能の強化に努めながら、適切かつ迅速な経営判断を行い、コンプライアンス(法令遵守)に則った各政策により、透明度の高い経営及び業務執行の確保に努めております。

2. 会社の機関の内容

当社は、監査役会設置会社であり、経営に関する機関として、株主総会、取締役会、監査役会のほか、決算部長会を設置しております。

取締役、部長、統括支店長等で構成される決算部長会を毎月定例に開催しており、取締役会における決裁案の事前審議及び経営上の日常業務案件に対する具体的施策の立案を行っております。

取締役会は、取締役5名(男性5名)にて構成され、決算部長会で審議立案された案件を法令・定款などに照らし、その適格性及び執行責任を監督するとともに、併せて当社の業務の執行状況を把握しながら、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。また、平成18年5月23日開催の取締役会において「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議を行い、一層のコーポレート・ガバナンス体制の強化を目指しております。

監査役会は4名(男性4名)で構成され、原則として年6回開催しております。監査役は重要会議に出席し意見陳述を行い、取締役の業務執行を常に監査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の規模や状況を勘案し、それらに相応しい体制・内容であると考えております。今後もコーポレートガバナンスの重要性に鑑み、更なる高みを目指し努力して参りたいと考えております。

社外取締役に関する事項(社外取締役の役割、機能)

社外取締役には、企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、当社の経営陣から独立した中立の立場から、経営判断が会社内部者の論理的に偏ることがないように、チェック機能を担っていただいています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第64期株主総会の開催日は、2015年6月12日でした。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算短信(四半期決算短信を含む)を自社ホームページ(http://www.taiho-gh.com)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、本基本方針に従い、コンプライアンス、リスク管理、業務の効率性の確保の観点から、具体的な体制整備と業務執行を行っております。

また、内部統制の整備運用状況について内部監査室を組織し、監査役会や会計監査人との連携により、財務報告の信頼性の確保や適切なコーポレート・ガバナンスの確保に努めております。

当社のリスク管理体制につきましては、内部監査室が「リスク評価チェックリスト」に基づき内部監査を実施し、認識されたリスクについて、取締役会等に速やかに報告され、的確に対処できる体制を整備しております。また、不測の事態については、「緊急対策本部」を設置しリスクに的確に対処できる体制を整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令および定款を遵守すると共に、「経営理念」の基に「取締役会規則」「職務権限規程」等の諸規則・規程に従い、自ら率先垂範し行動します。

(2) 取締役が法令定款違反事項を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令、証券取引所規則並びに「内部情報管理規程」、「文書管理規程」に基づき適切に保存管理を行うと共に、定められた保存期間については閲覧可能な状態を維持します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る以下の二つのリスクを認識し、把握、管理を行うこととします。なお、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする、「緊急対策本部」を設置し、対策本部が統括して対応に当たり、損害を防止する体制を整えます。

(1) 経営トップから現場の乗務職員まで一丸となって安全性の向上を図り、社内全体に安全意識を浸透させる「運輸安全マネジメント」に基づき作成した「安全活動規程」において輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって貨物輸送と当社の全ての業務に関する安全性の向上を図ります。

(2) 売上債権の健全性維持を目的として、「与信管理規程4」の厳格運用と共に、営業部門、支店および本社管理部門が相互協力し、債権管理を実施します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また取締役、部長、および支店長の参加する経営会議を月1回開催し、業務執行に関する協議を行います。

(2) 会社の年度事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、取締役会はその方針に基づき業務を執行します。

(3) 取締役は、業務の施行について「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等を通じ業務の効率的執行を図ります。

5. 社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令および定款遵守につき、社内での勉強会等啓蒙活動を行い、周知徹底を図ります。

(2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告します。

(3) 監査役、内部監査室等の内部統制機関および総務部は、相互に連携のうえ、コンプライアンスに関する問題の把握に努めるものとします。

6. 当該株式会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

(1) 「関係会社管理規程」により、子会社についての重要事項については、当社に承認、または報告を求める扱いとする等、子会社の管理を厳格に行います。

(2) 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合は、直ちに当社の監査役および取締役会に報告します。

(3) 監査役および内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施します。

7. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役会の要請があった場合には、取締役会は、監査役会の意向を踏まえ、監査役の職務を補助すべき社員（以下「監査補助者」という）の人選、配置等について全面的に協力します。

8. 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査補助者は、取締役から独立社員として、監査役会および監査役の指揮命令下で、その職務を遂行します。

(2) 監査補助者の評価は、監査役会が行いません。

(3) 監査補助者の任命および異動は、監査役会の同意を必要とします。

9. 取締役および社員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および社員は、会社に重大な損害を及ぼす事項および法令・定款違反に関する事項を監査役に報告します。

(2) 取締役および社員は、重要な会議、行事、会計監査人の往査などの予定日を監査役会に報告します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および社員に説明を求めることができます。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行いません。

(2) 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するためにその仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。

2. 整備状況

当社は、警察・顧問弁護士等の外部専門機関との連携を強化しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 決定事実に関する情報開示

決定事実に関する情報につきましては、取締役会での承認を経て開示しております。取締役会(原則月1回以上および必要に応じ随時開催)は、取締役5名(うち社外取締役1名)にて構成され、決算部長会で審議立案された案件を法令・定款などに照らし、その適格性及び執行責任を監督するとともに、併せて当社の業務の執行状況を把握しながら運営しております。

2. 発生事実に関する情報開示

発生事実に関する情報開示につきましては、所管部署、各支店の管理責任者から統括する本社に情報が集約され、適時開示が必要であるかどうか検討し、取締役会に報告され、その承認を経て開示しております。

3. 決算に関する情報開示

決算に関する情報開示につきましては、管理部が決算財務関連書類を作成し、有価証券報告書、四半期報告書および決算短信(四半期決算短信を含む)の決算情報については、会計監査人による確認後、取締役会の承認を経たうえで適時開示を行うこととしております。

